

- 共通の基本的価値に基づく日本とインドネシアの間の「戦略的パートナーシップ」によって可能となっている、両国の間のより緊密な関与を歓迎。
- インドネシアは、「平和安全法制」を含む、日本の「積極的平和主義」を歓迎。インドネシアは、平和維持活動及び人道支援・災害救援により積極的に参加するという日本の意図を賞讃。日本は、インドネシアによるPKOへの貢献を増加させるとのコミットメントを歓迎。
- 両国の防衛当局が様々な分野及びレベルで、防衛協力・交流を一層進展させていくとの方向性で一致。防衛装備品及び技術の移転に関する協定の交渉を開始することを決定。
- 外務・防衛閣僚会合(2+2)を定期的で開催し、外務・防衛当局間(PM)協議及び防衛当局間(MM)協議を2016年に開催することを決定。
- 海洋国家同士として、地域と世界の平和、安定及び繁栄を維持し、促進していくことが共通の利益であることを確認。海洋安全保障及び海洋安全のための能力構築支援を含め、共通の利益となる様々な分野において一層協力していく決意を共有。
- 日本は、地域の海洋能力を共に強化するため、2016年の多国間共同訓練「KOMODO」に参加する意図を表明。
- パリ及び世界のその他多くの地域における、昨今の襲撃を、全面的に非難。テロ対策や国境を越える犯罪の分野における両国間の協力を強化していくことで一致。
- 海上安全保障の強化が、地域における平和、安定及び法の支配を維持する上で決定的な要素であることを確認。1982年の国連海洋法条約(UNCLOS)を含む普遍的に認識された国際法の諸原則に従った、公海における航行及び上空飛行の自由、阻害されない適法な通商、並びに平和的手段により海洋を巡る紛争を解決することの重要性を強調。
- 南シナ海をめぐる問題が地域の平和と安定に直結していると認識。ASEAN加盟国及び中国が、南シナ海における関係国の行動宣言(DOC)全体の完全かつ効果的な履行及び効果的な行動規範(COC)の早期策定を確実にすることのコミットメントを強調。閣僚は、南シナ海における最近の状況に関する懸念を共有。全ての関係者が、活動の実施において武力による威嚇又は武力の行使に訴えることなく自制を働かせ、相互の信頼及び信用を構築、維持、及び強化することに寄与し、UNCLOSを含む国際法に従って、平和的手段により相違や紛争を解決することを求めた。
- 朝鮮半島の平和、安全及び安定が非常に重要であるとの認識を共有。平和的対話を通じた朝鮮半島の非核化を求めた。全ての関係者に対し、関連する国連安保理決議を完全に遵守し、2005年の六者会合共同声明の下でのコミットメントを履行するよう求めた。拉致問題を始めとする、人道上の懸念に対処する重要性を強調。
- 核兵器不拡散条約(NPT)の決定的な重要性並びにその3本柱、すなわち核軍縮、不拡散及び原子力の平和的利用をそれぞれ等しく促進することに関する強いコミットメントを再確認。本年が広島及び長崎への原爆投下から70年目を迎えることに留意。包括的核実験禁止条約(CTBT)の早期発効及び普遍化の必要性を共有。「核兵器の全面的廃絶に向けた新たな決意の下での共同行動」決議の採択を歓迎。
- あらゆる面における国連安保理改革を含めた国連の改革の差し迫った必要性を再確認。第70回国連総会会期中に具体的な成果を得るため相互の協力を強化することで一致。
- 地域における人道支援・災害救援や海上搜索救難等について、協力を強化することを再確認。インドネシアは、「第2回日・ASEAN非公式防衛担当大臣会合」を2016年に開催するという日本の提案を歓迎し支持を表明。